長野県高等学校　新人体育大会　参加資格（各競技共通事項）

1　選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。

2　選手は、長野県高等学校体育連盟に登録している生徒であること。

3　年齢は平成○○年４月２日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技２回までとし、同一学年での出場は１回限りとする。

（１）令和元年度（２０１９年度）は平成１３年（２００１年）４月２日生まれ以降。

（２）出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。

（３）その他の特例についての決定は専門部とする。（外国人留学生・短期留学生等）

4　チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程及び本校・分校の生徒による混成は当該競技要項により認めることがある。

5　生徒減による複数校の合同チームによる大会参加は、当該競技要項により認めることがある。

その場合の共通条件は以下のとおりとする。

（１）通常の練習が可能な近隣校を原則とする。

（２）当該校の学校長が参加を認めること。

（３）チーム名は学校連名とする。

（４）認知書は学校ごと作成する。（今大会は参加申込書）

6　統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

7　転校後、大会参加申込締切日までの在籍期間が６ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）ただし、一家転住などやむを得ない場合は長野県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

8　出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び高体連会長の承認を必要とする。

9　参加資格の特例

（１）上記１・２に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、長野県高等学校体育連盟会長が認可した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

（２）上記３の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技２回限りとする。

（３）その他所属校長が教育上必要と判断した場合は、長野県高等学校体育連盟会長の許可のもと出場することができる。

10　上記１～７及び９の（１）・（３）に関係し、大会に出場する場合は所定の申請書を長野県高等学校体育連盟会長に提出する。

◆その他競技団体の登録規定等による参加資格が適用される。